

広島県告示第 774 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので，同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 8 月 27 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	広島市安佐北区白木町大字井原 4487 番地 社会福祉法人 三篠会 理事長 酒井 慈玄
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	廿日市市原 926 番地の 1 介護老人保健施設 原

2 申請の内容

72 し尿処理施設の使用方法を変更するとともに，污水处理施設の処理の方法等を変更する。また，No.1-1 排出水の汚染状態を変更するとともに，排水口を 12 か所（No.1-2，1-3，2-10～2-16，3-2～3-4 排水口）設置する。

(1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

		変 更 前	変 更 後
種 類		72 し尿処理施設（污水处理施設）	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに

使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m ³ ）	73	337.5	148.4	337.5

(2) 汚水等の処理の方法

汚水処理施設

		変 更 前				変 更 後			
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日					着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日					完成後直ちに			
使用の方法	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m ³ ）	73	337.5	73	337.5	148.4	337.5	148.5	337.5

(3) 排水水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
No.1-1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m ³ ）	73	337.5	148.4	337.5

(その2) 新設(雨水専用排水口)

No.1-2, 1-3, 2-10～2-16, 3-2～3-4 排水口

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年8月27日から平成21年9月17日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課